

2020年9月23日

各位



じゅうろく遺言代用信託 **想族 あんしんたく**

美濃加茂市を「遺贈寄付」提携先法人に追加することについて
 ～ 同時に美濃加茂市と「温かい想いをつなぐ遺贈寄付に関する協定書」を締結 ～

美濃加茂市 × 三井住友信託銀行 × 十六銀行

株式会社十六銀行（頭取 村瀬 幸雄、以下「当行」といいます。）は、じゅうろく遺言代用信託＜想族あんしんたく＞の「遺贈寄付」提携先法人に、美濃加茂市（市長伊藤 誠一）を追加しましたので、お知らせいたします。

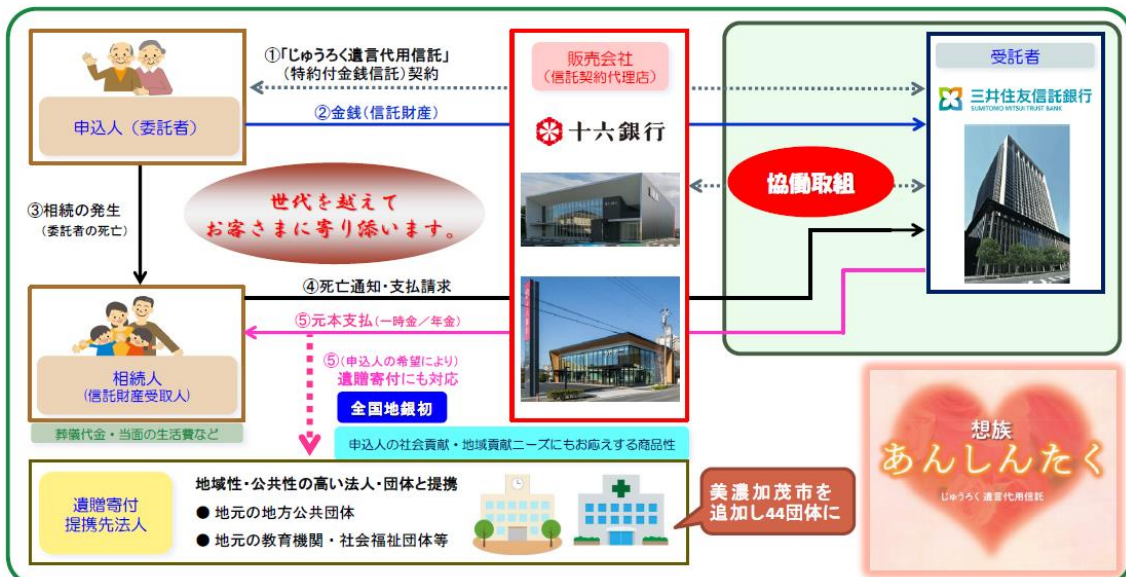
じゅうろく遺言代用信託＜想族あんしんたく＞は、三井住友信託銀行株式会社（取締役社長橋本 勝、以下「三井住友信託銀行」といいます。）と当行との間で実施している、相続・資産承継分野における協働取組商品です。

本商品の特徴の1つとして、信託財産の受取人に、相続人等のご親族だけでなく、当行および三井住友信託銀行と契約を締結した提携先法人もご指定いただける、全国の地銀初のスキームを採用しております。これにより、本商品を活用することで、一般的に法定相続人以外の団体等に「遺贈寄付」をするために必要な遺言書を作成することなく※1、一定の金額の範囲内※2の提携先法人への「遺贈寄付」は、簡便なお手続きで実現可能となりました。

※1 遺言書の作成・執行等を信託銀行等の専門家に依頼すると、一般に100万円以上の報酬と公証人役場等での公正証書遺言作成の手続きが必要となります。本商品の設定時報酬は、「遺贈寄付」を希望される信託元本の1.65%（税込）です。

※2 本商品で提携先法人への「遺贈寄付」のお申込みをいただける金額は100万円以上200万円以内です。

【じゅうろく遺言代用信託＜想族あんしんたく＞】の仕組み



昨年10月の本商品の取扱開始時に、岐阜県・岐阜市・高山市の3団体と「遺贈寄付」提携契約を締結しましたが、幅広い地域のお客さまや地元自治体さまのご要望に応えるべく「『“オール岐阜の想い” つなぐ』プロジェクト」を立ち上げ、提携先を拡大した結果、今回の美濃加茂市の追加により、岐阜県内全42市町村のほぼすべてにあたる、41市町村と「遺贈寄付」提携契約を締結することができました。

また同時に当行は、美濃加茂市と「温かい想いをつなぐ遺贈寄附に関する協定書」を締結しました。本協定は、美濃加茂市に「遺贈寄付」に関するご相談があった際、市は当行をはじめとする協定締結金融機関を紹介し、紹介を受けた当行は、遺言を活用した「遺贈寄付」に関するご相談を承るものです。

当行は、美濃加茂市を<想族あんしんたく>の「遺贈寄付」提携先法人に加えると同時に、本協定を締結したことによる相乗効果で、幅広い「遺贈寄付」ニーズにお応えすることができます。

美濃加茂市と締結した<提携契約>と<協定>の比較

	じゅうろく遺言代用信託 <想族あんしんたく> 遺贈寄付提携契約	温かい想いをつなぐ 遺贈寄附に関する協定
目的	<想族あんしんたく> (= 遺言代用信託) を活用した遺贈寄付のサポート	遺言書を作成する遺贈寄付 (= 遺言信託) のサポート
寄付対象	金銭のみ	主に金銭 ^{※3} <small>※3 不動産・有価証券等、金銭以外の寄付については、事前に美濃加茂市へ確認が必要</small>
寄付金額	100万円～200万円	制限なし
手続方法	簡単な申込書の記入と金銭の信託	原則公証人役場で証人2人 立会いのもと公正証書遺言を作成
手続費用 (支払報酬)	信託元本(寄付金額)の1.65%(税込) ^{※4} <small>※4 (例) 100万円の寄付の場合 16,500円</small>	遺言信託(遺言書作成のアドバイス・遺言書の保管・遺言執行等までトータルでサポート)の報酬は、一般に100万円以上

地域社会・地元団体への「遺贈寄付」という地域のお客さまの尊いお志や想いの実現のお手伝いと、「遺贈寄付」を通じた地方創生の新たなスキーム・プラットフォームの提供により、今後とも当行は地域社会に貢献してまいります。

以上

<本件に関するお問い合わせ先>

個人営業部(本件担当) 宮崎 TEL(058-266-2525)
経営企画部 ブランド戦略室(広報担当) TEL(058-266-2512)